

中学生が立志の誓い



しんとみ
広報

お知らせ版

平成31年3月8日発行（次号3月25日）

編集：総務課（担当：^{い き} 壺岐 晃也33-6002）

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

2月18日（月）、21日（木）新富町内の各中学校で、中学2年生が将来の目標や決意を立てて表明する立志式が行われました。ステージ上で、ひとりひとりが色紙に書かれている目標を掲げ、決意や目標を発表していました。

宮崎県議会議員選挙及び新富町議会議員選挙日程について

「4月7日」及び「4月21日」は選挙の投票日です！

☆宮崎県議会議員選挙

○投票日：4月7日（日）

○投票時間：午前7時～午後6時

○投票所：入場券に記載してある各投票所

◆投票日に仕事や旅行等で投票できない人は、期日前投票により投票ができます。

○期日前投票所・不在者投票所：新富町福祉学習等供用施設

○投票期間：3月30日（土）～4月6日（土）

○投票時間：午前8時30分～午後8時

☆新富町議会議員選挙

○投票日：4月21日（日）

○投票時間：午前7時～午後6時

○投票所：入場券に記載してある各投票所

◆投票日に仕事や旅行等で投票できない人は、期日前投票により投票ができます。

○期日前投票所・不在者投票所：新富町福祉学習等供用施設

○投票期間：4月17日（水）～4月20日（土）

○投票時間：午前8時30分～午後8時

※投票の際は、必ず入場券をご持参ください。

※入場券がない場合でも、選挙権があれば投票できますので、選挙管理委員会までお問い合わせください。

問合せ：新富町選挙管理委員会
（担当）^{い き} 壺岐 晃也 ☎33-6002

行政機関などに対する苦情・要望は行政相談員へ

福祉、登記、年金などに関することや生活面での安全対策等、行政（国・県・町）に関して困ったことや相談したいことなどありましたら、気軽にご相談ください。

○日時：3月22日（金）午前9時30分～正午

○場所：福祉学習等供用施設（旧中央公民館）

○相談員：高木正敏（新田新町）

問合せ：総務課（担当）^{く どう た か ゆ き} 工藤 貴之 ☎33-6002

町民課窓口業務の臨時休日開庁のお知らせ

年度末の異動シーズンで窓口の混雑が予想されることから、町民サービスの向上のため、下記のとおり、町民課窓口業務に限り、臨時で休日開庁を行います。ぜひご利用下さい。（混み合うことが予想されますので、お時間に余裕をもってお越し下さい。）

❖臨時開庁日 平成31年3月30日（土）及び3月31日（日）の2日間

❖時 間 午前8時30分～午後5時15分まで

（正午～午後1時の間は、お取扱いが出来ませんのでご了承ください。）

❖場 所 新富町役場 町民課（本庁のみ）

❖受付業務 住民異動に関すること（転入・転出・転居等）、印鑑登録、戸籍の届出、
町民課で取り扱う各種証明書、国民年金に関すること

※住所等の異動に伴い関係する他の機関や、役場の他課への業務については、ご対応できないものもありますので、詳細については事前にお問い合わせください。

問合せ：町民課

町民生活グループ ☎33-6071

「人権・なやみごと相談所」の開設のお知らせ

私たちの町の人権擁護委員が、悩み事や心配事の相談をお受けします。

相談は無料で、秘密は守られます。どうぞお気軽にご相談ください。

❖日 時 4月5日（金） 午前10時～午後3時

❖場 所 老人福祉センター

❖相 談 員 人権擁護委員

❖相談内容 金銭貸借、売買、相続、登記関係、その他民事、家事問題、
交通事故問題、その他心配事



問合せ：町民課（担当）小嶋久充代 ☎33-6071

春のあんしんネット・新学期一斉行動

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進み、SNSやオンラインゲーム等を利用するようになっていきます。一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや、不適切な利用により、思いがけず他人のプライバシーを侵害してしまったり、青少年が犯罪の被害者や加害者となってしまうケースもあります。青少年が初めてスマートフォンを手にする時期でもある春の卒業・進学新入学の時期に、スマートフォンやSNSを正しく利活用できる環境を整えましょう。

【行動内容】

○積極的なフィルタリングの利用

○家庭内での話し合いによるルール作り（利用時間や場所を決める。個人情報などをのせない。人を傷つけるような言葉を送信しない等）

○学校や地域団体等との連携によるインターネットリテラシーの向上

問合せ：生涯学習課

（担当）かわのみつり 河野光典 ☎33-1022

新富町4月定例教育委員会の開催について

○日時 平成31年3月27日（水） 9：15開会

○場所 新富町役場 3階 A会議室

◆傍聴について

会議の傍聴をされる方は、当日、開催予定時刻の10分前までに開催場所にて受付を済ませてください。定員を超えた場合および議案の内容により入場を制限する場合があります。

問合せ：教育総務課

（担当）かいまさひろ 甲斐雅啓 ☎33-6079

廃車手続きはお済みですか？

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくことになります。

不要となった軽自動車等は、早めの廃車手続きをお願いします。

問合せ：税務課
(担当) 壺岐・後藤 ☎33-6076

ご注意とお願い

- ・ 現物を廃棄処分(スクラップ)等されただけでは登録が残ることになります。速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・ 知人等に譲渡した場合も名義の変更が必要です。(手続きもれの場合は、前所有者に納税通知書が送られます。)
- ・ 盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続きが必要です。

種別ごとに次の手続き場所で、手続きをお願いします。

- ①原動機付自転車・125cc以下の2輪車・小型特殊自動車の手続きは、役場税務課(電話:33-6076)又は新田支所(電話:33-1018)
- ②125ccを超え250cc以下の2輪車の手続きは、全国軽自動車協会連合会 宮崎事務所(電話 0985-51-3070)

ギャラリーしんとみ 今後の展示内容

ギャラリーしんとみでは、3月から4月までに下記の展示会を行います。

- 3月12日(火)～3月24日(日) 高草京子さんの「布花展」
あざみや菜の花、くちなしなど一輪一輪丁寧に制作された可憐な布花の作品展です。
- 3月26日(火)～4月7日(日) 上新田在住 原田政昭さんの「油彩画展」
四季折々の風景画や静物画の作品展です。
- 4月9日(火)～4月14日(日) 畠山定男さん・真一さん親子の「花とんぼの世界展」
ガラス玉の中に花々や模様が散りばめられた繊細で華やかなとんぼ玉の作品展です。
- 4月16日(火)～4月28日(日) 野坂敬子さんの「人形展」
関節が動く粘土人形の作品展です。皆さまのご来場をお待ちしております。
問い合わせ：ギャラリーしんとみ ☎0983-33-0577

春の全国交通安全運動の日程について

「春の全国交通安全運動」につきましては、4月の統一地方選挙に伴いまして、5月11日～20日へ延期になりましたのでお知らせいたします。

問合せ：総務課(担当) 河野康治 ☎33-6061

じんけん

じんけんけいはつ

人権コーナー ～『人権啓発にPCDAサイクルを』～

じんけんけいはつ こうかてき
人権啓発をより効果的なものとするために、PCDAサイクルを取り入れることが有効であると
かんが けいかく じっこう ひょうか けんとう
と考えられます。PDCAとはPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(検討・
かいぜん
改善)の4つの要素で一連の流れを構成し、物事を進めていくことです。

じんけん まつ く なか じっこう つた ひとり しあわ く
人権について学び、暮らしの中で実行し、伝えていくこと。それは一人ひとりが幸せに暮ら
しゃかい こども みらい
せる社会をつくるため、そして子供たちの未来のためです。

じぶん たちば かんが さべつ へいわ しゃかい
「もし、自分がその立場だったら」とつねに考え、差別のない平和な社会をつくりましょう。

いのしたよしひと
問合せ：総務課(担当) 井下喜仁 ☎33-6002

農林水産省 九州農政局 表示・規格課からのお知らせ

～食品事業者の皆様へ～

全ての加工食品に 原料原産地表示が必要になります

食品表示法に基づく食品表示基準が平成29年9月1日に改正され、全ての加工食品（輸入品を除く）の**重量割合上位1位の原材料**について**原料原産地の表示が必要になります**。

なお、平成34年3月31日までが経過措置期間ですが、包材の発注等に混乱が生じないように、計画的に表示の切替え等を行って下さい。

原則として、国別重量順※に記載します。

※2か国以上の産地の原材料を使用している場合は、多い順に国名を表示します。



名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ、国産、デンマーク）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料/調味料（アミノ酸等）、リン酸塩（Na、K）…
内 容 量	150g
賞味期限	29.9.30
保存方法	10℃以下で保存してください。
製 造 者	〇〇株式会社 東京都千代田区霞が関 〇-〇-〇

重量順第1位の原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。

重量順第1位の原材料が加工食品の場合は、原則としてその製造地を表示します。
※ ただし、重量順第1位の加工食品に使われた生鮮食品の産地が判っている場合は、その産地を表示することができます。

国別重量順の表示が困難な場合は、「又は表示」や「大括り表示」等の例外により表示できます。

【原料原産地表示に関するお問合せ先】

原料原産地表示に関する疑問点、ご相談のほか、違反が疑われる情報も受け付けます。

消費者庁

食品表示企画課（相談の受付） ☎03-3507-8800（代）
表示対策課（被疑情報の受付） ☎03-3507-8800（代）

農林水産省

消費・安全局 消費者行政・食育課 ☎03-3502-7804
九州農政局表示・規格課 ☎096-211-9156